

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年9月30日
【会社名】	テスホールディングス株式会社
【英訳名】	TESS Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 一樹
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
【電話番号】	06-6308-2794
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 南 龍郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
【電話番号】	06-6308-2794
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 南 龍郎
【縦覧に供する場所】	テスホールディングス株式会社 東京オフィス (東京都中央区八重洲一丁目3番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年9月29日開催の当社第13期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 2022年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

- 第1号議案 剰余金処分の件  
 期末配当に関する事項  
 イ 配当財産の種類  
     金銭  
 ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
     当社普通株式1株につき金21.00円  
     総額737,394,630円  
 ハ 剰余金の配当が効力を生じる日  
     2022年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、当社定款第16条の変更及び附則の新設を行うものであります。  
 取締役会議長の柔軟な人選を行うことにより、取締役会の実効性をさらに高めることを目的として、取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議で選定できるよう、当社定款第23条(取締役会の招集権者及び議長)を変更するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、石脇秀夫、山本一樹、高崎敏宏、南龍郎及び吉田麻友美(戸籍上の氏名:豊田麻友美)の5名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	279,844	531	-	(注)1	可決 97.70
第2号議案 定款一部変更の件	279,917	458	-	(注)2	可決 97.73
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件				(注)3	
石脇 秀夫	279,175	1,196	-		可決 97.47
山本 一樹	279,512	859	-		可決 97.59
高崎 敏宏	279,550	821	-		可決 97.60
南 龍郎	279,557	814	-		可決 97.60
吉田 麻友美 (戸籍上の氏名:豊田 麻友美)	279,552	819	-		可決 97.60

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上